

1-3 C型肝炎対策の一層の推進について

C型肝炎対策の背景

- 我が国のC型肝炎の持続感染者は100～200万人と推定。これらの者から、肝硬変や肝がんへの移行が問題。
- 平成12年の設置した「肝炎対策に関する有識者会議」の結論を踏まえ、平成14年度から「C型肝炎等緊急総合対策」を実施。

C型肝炎対策をめぐる現状

- C型肝炎等緊急総合対策の策定後、3年が経過し、この間、C型肝炎の治療に関する新たな知見の集積、新しい治療薬等が承認。
- 昨年12月、フィブリノゲン製剤納入先医療機関のリストが公表され、C型肝炎に関する社会的関心が高まる。



- このため、厚生労働大臣からの指示により、本年3月、新たに「C型肝炎対策等に関する専門家会議」を設置。去る8月2日、同専門家会議から「C型肝炎対策等の一層の推進について」報告。

〔健診関係の主な意見〕

- ※ 平成14年度から開始されているC型肝炎ウイルス検査については、ハイリスク・グループを中心とした体制を強化すべきと指摘。
- ※ 保健所における特定感染症検査等事業については、対象を40歳未満にも広げるとともに、C型肝炎ウイルス検査のみを希望する者の検査機会も確保すべきと指摘。
- 検討結果を踏まえ、厚生労働省として、新たなC型肝炎対策等に関する総合的対策を実施（対策の具体化のため、平成18年度概算要求に反映）。

老人保健事業における肝炎対策

- C型肝炎等緊急総合対策の一環として、平成14年度から、老人保健事業における健康診査の項目として肝炎ウイルス検診を実施。
- これまで、平成14～16年度の3年間で、約537万人に対し検査を実施。
- 5カ年計画に基づき、平成18年度においてもこれまで同様に事業を実施すべく概算要求に盛り込んだところ。

「C型肝炎対策等の一層の推進について」の概要

(C型肝炎対策等に関する専門家会議報告)

《《現 状》》

- 我が国のC型肝炎ウイルスの持続感染者は150万人以上存在すると推定され、本人が気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行する感染者が存在することへの対応が課題。
- 治療面で、インターフェロン製剤による抗ウイルス療法が新たに導入され、難治性のC型肝炎についてもウイルスを駆除することが可能になってきている。



《《C型肝炎対策等の基本的考え方》》

- 多くの国民に対して、C型肝炎ウイルス検査を行い、早期に感染の有無を確認し、感染者に対し適切な治療を行うことにより、C型肝炎ウイルス感染に起因する死亡を効果的に減らすことが可能。
- また、C型肝炎に関する正しい知識の普及は、適切な受診・受療行動につながるとともに、感染者に対する偏見・差別等を防ぐためにも重要。



《《今後のC型肝炎対策等》》

■感染拡大の防止

- ・ 透析施設における感染防止マニュアルの普及啓発、定期的な研修の実施
- ・ 血液透析に伴う感染に関する事例収集・原因究明に取り組む
- ・ 歯科診療、母子感染に伴う感染防止に関するガイドラインの策定
- ・ 入れ墨（タトゥー）やピアス等の処置に伴う感染リスクの周知

■検 査

- ・ ハイリスク・グループに対する肝炎ウイルス検査の実施期間の延長
- ・ 保健所における肝炎ウイルス検査の対象拡大（40歳未満）等
- ・ 健診結果通知時における相談指導の充実等による検査と治療の連携の強化

■治 療

- ・ 都道府県等にて「肝炎診療協議会(仮称)」を設置、関係機関間の連携・協力体制を構築し肝炎診療体制を充実
- ・ かかりつけ医等の肝炎診療従事者に対する研修の実施
- ・ 肝炎の診断と治療に関するガイドラインの作成
- ・ 治療中断事例の収集による、肝炎治療継続のガイドラインの作成
- ・ C型肝炎ウイルスの複製機構、持続感染機構の解明と新たな治療法・治療用ワクチンの開発
- ・ 欧米において標準的な医薬品や治療法の治験の推進と優先審査の実施による薬事承認・保険適用の迅速な実施
- ・ 国、都道府県等における患者や家族に対する相談窓口の設置
- ・ C型肝炎患者に対し最新の治療法等の情報提供を充実

■普及啓発

- ・ 都道府県におけるC型肝炎ウイルス検査の受診勧奨、感染の予防、人権への配慮に主眼をおいた普及啓発の推進

C型肝炎対策等の一層の推進について

平成18年度概算要求額54億円（平成17年度予算51億円）（※）

※ C型肝炎等緊急総合対策予算

基本的な考え方

- 多くの国民に対して、C型肝炎ウイルス検査を行い、早期に感染の有無を確認し、感染者に対し適切な治療を行うことにより、C型肝炎ウイルス感染に起因する死亡を効果的に減らすことが可能。
- C型肝炎に関する正しい知識の普及は、適切な受診・受療行動につながるとともに、感染者に対する偏見・差別等を防ぐためにも重要。
(C型肝炎対策等に関する専門家会議報告書)

1 肝炎ウイルス検査等の実施、検査体制の強化

(1) 保健所における肝炎ウイルス検査体制の強化

- 保健所における肝炎ウイルス検査について、検査対象を40歳未満にも拡大（年齢制限を撤廃）するとともに、肝炎ウイルス検査単独でも検査できるようにする。また、検査前の事前相談及び検査後の事後相談を実施する。**拡充**

(2) 老人保健事業や政府管掌健康保険等における肝炎ウイルス検査等の実施

- 老人保健事業や政府管掌健康保険等の生活習慣病予防健診における肝炎ウイルス検査等を実施する。

(3) 健康保険組合、職域における健康診断の勧奨

- 健康保険組合の健康診査、職域における健康診断における肝炎ウイルス検査の実施を勧奨するとともに、実施の際には個人情報保護法及びガイドラインにより検査結果に関する守秘義務を徹底させる。

(4) 検査と治療との連携強化

- 都道府県等において肝炎診療協議会（仮称）の設置、関係機関及び関係団体との連携・協力体制、医療機関への受診を勧奨された受診者の受診状況や治療状況等について概ね把握できる調査体制の構築を推進する。**新規**

2 治療水準の向上（診療体制の整備、治療方法等の研究開発）

(1) 診療体制の整備

- 全国的な肝炎診療水準の均てん化と向上を図るため、肝炎診療の関係機関及び団体から構

成される全国肝炎診療協議会（仮称）を設置し、国内の肝炎診療体制に関する情報の共有と課題の検討等を行う。**新規**

- 身近な医療圏において病状に応じた適切なC型肝炎治療の提供を行うため、都道府県等において肝炎診療協議会（仮称）の設置、かかりつけ医と専門医療機関との連携、かかりつけ医等への肝炎診療研修を実施する。**新規**
- 地域がん診療拠点病院（仮称）の整備を促進（2次医療圏に1カ所程度）することにより、肝がんに対する高度専門的、集学的な治療を提供する。**拡充**

(2) 治療のガイドラインの策定

- C型肝炎の専門外の医師や患者にも分かりやすい肝炎の診断と治療に関するガイドラインを作成し、普及する。**新規**
- インターフェロンやリバビリンによる治療を中断せずに継続できるようにするため、副作用等による治療の中断事例を収集し、「肝炎治療継続のガイドライン（仮称）」を作成し、普及する。**新規**

(3) 肝臓病の新たな治療方法等の研究開発

- C型肝炎ウイルスの複製機構、持続感染機構の解明等による新たな治療方法、治療用ワクチンの開発など、肝炎の効果的な治療を行っていくための研究を進める。**拡充**

(4) C型肝炎治療等に関する薬事承認・保険適用の推進

- 承認申請のなされたC型肝炎治療薬等のうち、医療上特にその必要性が高いと認められるものについては、薬事法（第14条第7項）の規定に基づき、優先的に審査を行い、速やかに薬事承認・保険適用を進める。
 - ・リバビリンとインターフェロンの併用療法に医療保険を適用（平成13年12月）
 - ・インターフェロンの保険適用上の投与期間制限の撤廃（平成14年2月）
 - ・ペグインターフェロンの保険適用（平成15年12月）
- 有効性等が確認された治療技術の保険適用を推進する。
 - ・生体部分肝移植の成人への保険適用の拡大（平成16年1月）
 - ・肝悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法に医療保険を適用（平成16年4月）

(5) 患者への情報提供

- 肝炎診療に関する最新の知見について、シンポジウムの開催等を通じて、C型肝炎患者及びその家族に対する普及啓発や、疾患情報や医療機関情報等の提供などを行う。**新規**

3 感染防止の徹底

(1) 血液透析、歯科診療に伴う感染や母子感染への対応

- 血液透析や歯科診療に伴う感染防止マニュアルの普及啓発、医療従事者に対する定期的な研修の実施など医療機関等における感染防止の取組みを支援する。
- 歯科診療における感染防止に関する研究の成果を踏まえ、感染防止のガイドラインを新た

に策定する。**新規**

- 都道府県や市町村、医師会等を通じ、C型肝炎ウイルスの母子感染防止に関するガイドラインの周知徹底を図る。

(2) 院内感染対策のための医療従事者講習会等

- 院内感染対策のための医療従事者講習会を実施する。
- 輸血における新しい検査法の標準化、院内輸血指針の策定を行う。

4 普及啓発・相談指導の充実

(1) 国民に対する普及啓発

- 都道府県等において肝炎対策推進協議会を設置し、①C型肝炎ウイルス検査の受診勧奨、②感染の予防、③人権への配慮に主眼をおいた普及啓発を推進する。**拡充**
- C型肝炎等に関するQ&Aの改訂やリーフレット等の作成により、入れ墨（タトゥー）・ピアス等の処置や海外における輸血等に伴う感染リスクなどを周知する。
- 就職差別を未然に防ぐための公正な採用選考や肝炎ウイルスに感染していること自体は就業禁止や解雇の理由にならないことなどについての啓発等を行う。

(2) 地域や職場等における相談機会の確保

- 都道府県や市町村において、保健所や市町村の保健指導従事者に対して、C型肝炎の疾患特性・症状、感染経路と治療方法などの肝炎に関する研修や職域における講習会を実施する。

(3) 相談事業の実施

- 肝炎ウイルス感染者に対する電話・FAXによる相談窓口事業を実施する。